

ハンドブック／知識ベース拡大委員会規程

(2019年9月17日制定)

第1条（目的） 本委員会は現下の電子情報通信に関する学問技術を権威あるものとして体系化された電子情報通信ハンドブック／知識ベースの事業化に関する検討を行い、本ハンドブック／知識ベースが発展していく財政的基盤を構築することを目的とする。

第2条（組織） 本委員会に委員長1名、副委員長1名、幹事3名、委員若干名をおく。

第3条（委嘱と任期） 本委員会の委員長は会長が委嘱する。副委員長、幹事、委員は委員長の推薦により会長が委嘱する。
本委員会の委員長、幹事、委員の任期は2年とし、いずれも重任を妨げない。

第4条（業務） 本委員会はその目的を遂行するため次の業務を行う。
（1）電子情報通信ハンドブック／知識ベースの事業化に関する業務。
（2）電子情報通信ハンドブック／知識ベースの収益を著者へのインセンティブ、維持運用業務、事業化のために必要な投資へ分配。
（3）本委員会の目的に関して必要と認められる業務。

第5条（経費） 本委員会の運営に要する経費は学会共通経費とする。